

仙南・仙塩広域水道高区・低区連絡管整備事業に係る
論点整理表

平成24年11月22日(木)
震災復興・企画部震災復興政策課

論点整理表(部会審議内容)

【仙南・仙塩広域水道高区・低区連絡管整備事業】

部会審議内容(第1回部会:平成24年10月30日)	
委員からの質問・意見	水道経営管理室の回答・説明
事業の概要, 事業内容, 事業費	
高区系において、連絡管接続部より上流側での漏水事故を想定しているか。 【福田委員】	・仮に連絡管接続部までの間で漏水事故が発生した場合、高区系から低区系への送水はできなくなるが、高区系においては軟弱地盤が少なく、さらに、漏水事故が発生しないよう、可とう管(管の接続部)に対策を施している。
連絡管を利用し、低区系から高区系へのポンプアップを行う予定はあるか。 【増田部会長】	・ポンプの設置費、維持管理費が高額となること、使用頻度も極めて少ないことが想定されることから、ポンプアップの予定はない。
連絡管による送水は、低位部から高位部へと逆に流すこととなるが問題はないか。 【浅野副部会長】	・高区系と低区系において、必要な水位差が確保されているので、低位部から高位部へ送水できる。ただ、水が滞留すると、水質上の問題が発生するため、送水手法については検討していきたい。
連絡管による送水は、従来とは逆流となり、管の内水圧も変わってくると思うが問題はないか。 【井上委員】	・内水圧の計算、検討を行っており、問題はない。
逆流させると管内面のさびなどが落ち、水質に悪影響を及ぼすことはないか。 【奥村委員】	・濁水等が一時的に発生することが想定される。逆流時の送水初期における受水市町での運用手法や、なるべく逆流が少なくなるような、通常時の送水手法について検討していきたい。
危機管理等検討会のメンバーを教えて欲しい。 【京谷委員】	・市町村の水道事業実務者で構成されている。
評価調書の記載内容について、管路の耐用年数を踏まえると、実際の経過年数に対して「老朽化が進んでいる」という表現を使うのは整合が図れていないのではないか。 【浅野委員】	・再度検討し、見直したい。
布設する管の内部塗装は、水質に影響を及ぼさないものか。また、継手部分の事故が懸念されるが問題はないか。 【小林委員】	・水質が悪くなるということはない。また、当時の管や継手と比較すると、現在のものは圧倒的に性能が良くなっている。
評価結果 1. 事業が社会経済情勢から見て必要であるかどうか。(規則第1号関連)	
水道事業において、バックアップ機能の確保は一般的に行われているか。 【福田委員】	・市町村水道は網目状に配管されているので、バックアップ機能は確保されている。広域水道ではこうした連絡管を整備している県もあるが、宮城県では初めてとなる。
社会経済情勢の変化などによる用水需要の長期的見通しはどうか。需用バランスによる市町間での送水量振替などの検討は行われているか。 【奥村委員】	・計画送水量83,800m ³ /日については、受水市町の需要予測に基づき、平成31年度までの企業局と受水市町との覚書水量により算出しており、今後、施設規模等に影響を及ぼすほどの変更はないと思われる。
例えば工業用水の需要が減ってきて、ダムの水が余っているということであれば、こうした連絡管等の整備に依らず、取水量の見直しにより、近隣のダムから直接導水するといった方法が経済的ではないか。 【奥村委員】	・市町の受水タンクは高い位置にある。近隣のダムから受水タンクまで新たに導水するといった場合、ポンプアップが必要で、電気料金も莫大なものになることから、市町の負担なども考慮すると、この連絡管整備が将来的に有効であると考えている。

部会審議内容(第1回部会:平成24年10月30日)	
委員からの質問・意見	水道経営管理室の回答・説明
評価結果 2. 県が事業主体であることが適切であるかどうか。(規則第2号関連)	
-	
評価結果 3. 事業を行う時期が社会経済情勢から見て適切であるかどうか。(規則第3号関連)	
<p>長期水道ビジョンの策定に係るパブリックコメントについて、広報手法を教えて欲しい。意見が無かったということの良いとするのか疑問であり、一般の方からの意見はあった方が良く、改善の余地があるのではないかと。</p> <p>【京谷委員】</p>	<p>・ビジョンはホームページ等で公表するなど、県でパブリックコメントを行う際の広報手法は一通り実施している。事業の実施地域が限定されるのであれば、該当市町村の広報誌に掲載するなどの方法もあった。</p> <p>・ビジョンにはこの連絡管の記載もあるが、水道用水、工業用水全般について詳細な内容であることから、意見の提出が難しかったものと想定される。</p>
評価結果 4. 事業の手法が適切であるかどうか。(規則第4号関連)	
<p>将来的にも水道事業は企業局が実施していくのか。</p> <p>【増田部会長】</p>	<p>・具体的な動きはないが、経営主体・手法は別として、広域化の流れに沿って進むと考えている。</p>
<p>水道事業の広域化という話があったが、この仙南・仙塩広域水道に100%依存している市町もあり、危機管理を考えると分散化しておく方が良くはないかと。</p> <p>【京谷委員】</p>	<p>・独自水源を持たない市町もあり、送水停止ができないことからこの連絡管整備事業を計画している。広域化というのは、広域水道の広域化ということではなく、市町村の水道事業を含めた全体的な広域化の意味でお話した。</p>
評価結果 5. 事業の実施場所が適切であるかどうか。(規則第5号関連)	
<p>布設ルートの検討について、支障物件に通学路の記載がない。今後、通学路も調査の上、施工時に事故のないようなルートを検討して欲しい。</p> <p>【京谷委員】</p>	<p>・交通量が多い道路は避けた形で、詳細な布設ルートを選定したい。あわせて通学路の調査も行い、施工時間などに配慮しながら工事を行うようにしたい。</p>
評価結果 6. 事業が社会経済情勢から見て効果的であるかどうか。(規則第6号関連)	
<p>費用対効果分析について、生活用1日当たり被害額の算定に使用した被害原単位7,428円/人・日、給水人口197,858人及び発生確率1/50という設定は過大ではないかと。</p> <p>【奥村委員】</p>	<p>・厚生労働省のマニュアルに基づき算定しており、被害原単位及び発生確率についてもマニュアルに記載があるもので、全国的に一般的な値ということで採用している。給水人口については、どこで漏水が起きるかは想定できないことから、最大被害を想定している。</p>
評価結果 7. 事業の実施に伴う環境への影響が少ないかどうか。(規則第7号関連)	
-	
評価結果 8. 想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策は十分か。	
-	
評価結果 9. 事業の経費が適切であるかどうか。(規則第8号関連)	
-	
< 部会での審議論点まとめ:増田部会長 >	
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施は妥当の方向 ・老朽化の表現について、調書記載内容の検討 	